

【消費生活相談窓口からのお知らせ】 突然の電話にご注意ください!!

最近、固定電話やスマートフォンに突然かかってくる電話をきっかけとしたトラブルの相談が多く寄せられています。手口と対処法を知って、被害を防ぎましょう！

事例①

「あなたの口座が止まります」
「実在する銀行を装う詐欺電話にご注意！」

突然「あなたの口座が犯罪に悪用されています」「このままだと今日中に口座が凍結されます」などと電話がかかってくる。

パニックになっているところに「手続きに必要です」と暗証番号や個人情報を出したり、SMS（ショートメッセージサービス）にURL（インターネット上のホームページなど）を送り付け、偽の金融機関サイトに誘導してIDやパスワードを入力させたりします。

【被害を防ぐための対策】

金融機関が電話で「暗証番号」や「パスワード」を聞くことは絶対にありません！「口座が止まる」と言われても慌てず、まずは電話を切りましょう。

事実確認をする場合は、相手から教えられた電話番号ではなく、お手元のキャッシュカードや金融機関の公式ホームページに記載されている電話番号に、自ら電話をかけて確認してください。

事例②

電話勧誘による「送り付け商法」にご注意！

「北海道の美味しい海産物を買いませんか？」「健康に良いサプリメントです」などと電話がかかってくる。

「いりません」と断つたのに一方的に商品を送りつけてきたり「ああ…」と曖昧な返事をしただけで「承諾した」とみなされ、代金引換などで商品が届いたりするケースです。

【被害を防ぐための対策】

いらないうときは「いりません」ときっぱり断りましょう。

身に覚えのない代金引換の荷物は受取拒否をしましょう。家族宛ての荷物かもしれないと迷った場合は、その場でお金を払わず、宅配業者に「家族に確認してから再配達をお願いします」と伝えて一旦持ち帰ってもらうようにしましょう。

万が一受け取ってしまったとしても諦めないでください！

電話勧誘販売による契約は、商品を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフ（無条件での契約解除）が可能です。

トラブルに巻き込まれたかもしれない、どう対応していいかわからないと不安に思った時は、すぐに消費生活相談窓口へご相談ください。

多重債務無料相談会 ～返しきれない借金にお困りの人へ～

- ▼開催日時… 8月8日（土）午後1時～4時
- ▼場 所… 岐阜県県民生活相談センター（岐阜市数田南5-14-53 OKB ふれあい会館1棟5階）
- ▼相談対応… 弁護士、司法書士 等
- ▼相談方法… 面談（相談時間は1人30分で、2日前までに電話予約が必要です）
- ▼予 約… 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
受付：午前8時30分～午後5時（月～金）、午前9時～午後5時（土）

◆相談窓口一覧◆ ※困ったときには、消費生活相談窓口にご相談ください！相談は無料で秘密は固く守られます。

窓 口	電話番号	受 付 日
消費者ホットライン	188	年末年始を除く毎日 ※ガイダンスに従って操作すると、お近くの相談窓口につながります。 平 日：午前9時～午後4時30分（郡上市役所市民協働課） 土 曜 日：午前9時～正午、午後1時～午後5時（県民生活相談センター） 正午～午後1時（国民生活センター） 日曜・祝日：午前10時～午後4時（国民生活センター）
バックアップ相談（国民生活センター）	03-3446-0999	平日：午前10時～午後4時（土日祝日・年末年始を除く） ※最寄りの相談窓口につながらない場合に相談を受け付けています。
岐阜県県民生活相談センター	058-277-1003	月～金曜日：午前8時30分～午後5時 土 曜 日：午前9時～正午、午後1時～午後5時（電話のみ） ※日曜・祝日・年末年始を除く
郡上警察署	0575-67-0110	24時間365日対応